

別記2 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
機船船び き網漁業	いわし、あ じ、さば機 船船びき網 漁業	1隻	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	八幡浜市保内町川 之石に漁業根拠地 を有する者
		4隻	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	西予市明浜町に漁 業根拠地を有する 者
		2隻	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	宇和島市吉田町に 漁業根拠地を有す る者
		4隻	5トン未満 80キロワット (旧馬力25) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	宇和島市津島町北 灘に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。